

小泉内閣への提言 その6

## 介護制度の充実と高齢者生活支援

2001年10月26日  
社団法人 経済同友会

介護保険制度が導入されて1年半が経過した。制度は概ね順調な滑り出しをみせたが、同時に、改善を必要とする課題も明らかになってきている。第1はケアマネジャーの不足と質の問題、第2は「競争と選択」の促進・徹底である。これらは介護サービスの品質に関わる課題であり、早急に対応する必要がある。

### 具体的提言

#### ケアマネジャー体制の確立

介護保険制度の導入に際して、当面のケアマネジャー数を確保する観点から資格取得の要件を緩やかにしたために、高齢者に関連する医学・看護学的知識、福祉に関する知識、その他生活支援に関する知識などを総合的に持っているケアマネジャーは少ない。ケアマネジャーの能力向上を図る仕組みづくりに取り組む必要がある。

また、ケアマネジメント業務に対する報酬が少ないために、独立開業では事業が成立せず、ケアマネジャーの多くはサービス提供機関に所属する形態となっており、本来意図された独立性が確保されていない。ケアマネジメント業務に対する介護報酬の総額を引き上げつつ、ケアプラン作成とモニタリングに対する報酬支払方式を分けるなど、報酬体系を見直すべきである。

#### 介護施設の質の向上

現行制度では、各種介護施設に入居する場合と、在宅で介護サービスを受ける場合とで、介護保険による給付が異なるという問題がある。各介護サービスにおける介護保険による給付を等しくし、利用者のサービス選択に対して中立的な体制をつくる必要がある。

また、介護施設の設置主体の違いによる競争条件の不均衡を是正することにより、民間企業の参入を促進し、競争と選択の原則に基づいて介護施設の質の向上を図っていく必要がある。

- **ホテルコストとケアコストの分離、ホテルコストの自己負担化**

在宅介護と施設介護による自己負担の不均衡を是正するため、介護施設のホテルコスト（家賃・共益費相当分と食費）とケアコストを明確に区分し、ホテルコストは介護保険給付対象から外し、事業者が自由に設定できるようにする。これにより民間企業の参入が容易になり、介護施設における居住環境の改善、利用者の選択肢の拡大などに資することが期待される。なお、ホテルコスト負担が困難な低所得者には家賃部分を公的に補助する。

- **施設設置主体間の競争条件の公平化**

ホテルコストが自己負担化されれば、社会福祉法人、医療法人、民間企業は同じ競争環境下におかれることになるが、さらに税制面でのイコールフットイングを図る必要がある。具体的には、社会福祉法人の介護事業に対する課税を導入する。また、介護施設はホテルコスト分の収入が入ることから、今後の社会福祉法人設立における補助金供給は不要とする。

### **高齢者住宅買い替え課税特例の強化**

高齢者が高齢者向け住宅や介護施設に住み替えるため、もしくは生活基盤を安定させるために現在の住宅を売却する場合には、55歳以上、一回に限り、譲渡益の控除額を現行の3000万円から5000万円に増額する。

以 上